12　総務大臣は、電気通信事業者が設立した一般社団法人であって、社員の委託を受けて、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。）により行われるものをいい、電気通信事業者がその業務上記録している通信履歴の電磁的記録により送信元の電気通信設備を合理的に特定できるものに限る。）の送信元の電気通信設備に係る電気通信事業者に対し、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求める通知を行う等の業務（以下「送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務」という。）を行う者を認定することができることとした。

13　12の認定を受けた者（以下「認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会」という。）の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。

14　総務大臣は、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができること等とすることとした。

15　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う12の通知及びその取り扱う通信履歴の電磁的記録は電気通信事業者の取扱中に係る通信と、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務に従事する者は電気通信事業に従事する者とそれぞれみなして、検閲の禁止及び通信の秘密の保護の規定を適用することとした。

16　その他規定の整備をすることとした。

二　国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正関係（第二条関係）

1　国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、平成三六年三月三一日までの間、特定アクセス行為を行い通信履歴等の電磁的記録を作成すること、及び特定アクセス行為による電気通信の送信先の電気通信設備に係る電気通信事業者に対し、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行うこと等の業務を行うこととした。

2　機構は、1の通知を行うことの業務を認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託することができることとした。

3　1の特定アクセス行為とは、機構の端末設備等を送信元とし、アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備等を送信先とする電気通信の送信を行う行為であって、当該電気通信設備に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号（不正アクセス行為から防御するために必要な基準として総務省令で定める基準を満たさないものに限る。）を入力して当該電気通信設備等を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為をいうこととした。

4　機構は、1の業務を実施しようとするときは、当該業務の実施に関する計画を作成し、総務大臣の認可を受けなければならないこととした。

5　総務大臣は、4の認可をしようとするとき等の場合には、あらかじめ、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議しなければならないこととした。

6　その他規定の整備をすることとした。

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇生産性向上特別措置法（法律第二五号）（経済産業省）

1　目的

この法律は、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置が早急にとられなければ、我が国産業の国際競争力が大きく低下するおそれがあることに鑑み、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に講ずること等により、我が国産業の国際競争力の維持及び強化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　基本理念等

革新的事業活動による生産性の向上は、事業者が、経営改革を迅速かつ適切に推進しつつ、革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国が、生産性の向上が短期間に実現するよう、必要な事業環境の整備を行うという基本理念を定めるとともに、国及び事業者の具体的な責務を定めることとした。（第三条～第五条関係）

3　革新的事業活動に関する実行計画

㈠　政府は、革新的事業活動の促進に関する施策の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、革新的事業活動に関する実行計画を作成することとした。（第六条第一項関係）

㈡　実行計画は、革新的事業活動の促進に関する施策についての基本的な方針並びに革新的事業活動の促進に関する施策の目標、内容、実施期間及びその担当大臣について定めることとした。（第六条第二項関係）

㈢　政府は、毎年度、重点施策の進捗及び実施の状況等を公表するとともに、これを国会に報告することとした。（第六条第八項及び第九項関係）

4　新技術等実証の実施に関する基本的な方針

政府は、新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定め、これを公表することとした。（第八条関係）

5　新技術等実証に係る新たな規制の特例措置の求め

㈠　新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施しようとする者は、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができることとした。（第九条第一項関係）

㈡　主務大臣は、新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、革新的事業活動評価委員会の意見を聴き、新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく通知するとともに、内容を公表することとした。（第九条第二項及び第四項関係）

6　解釈及び適用の確認

新技術等実証を実施しようとする者は、主務大臣に対し、実施しようとする新技術等実証に係る新技術等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該新技術等実証に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができることとし、主務大臣は、遅滞なく、求めをした者に回答することとした。（第一〇条関係）

7　新技術等実証計画の認定等

㈠　新技術等実証を実施しようとする者が作成する新技術等実証に関する計画についての認定、計画の変更、認定の取消し等について規定することとした。（第一一条～第一三条関係）

㈡　認定を受けた新技術等実証計画に関し、中小企業信用保険法の特例、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証等の措置を講ずることとした。（第一六条～第一八条関係）

8　革新的データ産業活用に関する指針

総務大臣及び経済産業大臣は、計画実行期間内における革新的データ産業活用に関する指針を定め、これを公表することとした。（第二一条関係）

9　革新的データ産業活用計画の認定等

㈠　革新的データ産業活用を実施しようとする事業者が作成する革新的データ産業活用に関する計画についての認定、計画の変更、認定の取消し等について規定することとした。（第二二条及び第二三条関係）

㈡　認定を受けた革新的データ産業活用計画に関し、中小企業信用保険法の特例、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証の措置を講ずることとした。（第二四条及び第二五条関係）

10　国の機関等に対するデータの提供の求め

データを収集及び整理をし、他の事業者に提供するものを行おうとする認定革新的データ産業活用事業者であって、データの安全管理に係る基準に適合することについて確認を受けた者は、主務大臣に対し、国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供を求めることができることとした。（第二六条関係）